

爭議特別基金規約要綱

- 一 各支部又は組合員個人より一般の寄附によりて特別基金を積立てるものとする
- 二 特別基金は本組合内の労働爭議に於し一時貸付するものとし、それ以外には絶対に支出することを得ず
- 三 特別基金は本部財政部長これと管理す
- 四 特別基金の貸出は本部理事會の承認を得るにあらざれば支出することを得ず
- 五 特別基金の支出金額は爭議終了後嚴格なる回収をなすものとす
- 六 本部役員並に理事等は特別基金の一切に於いて連帶責任を有す
- 七 特別基金の決算は大会に代表し承認を得るものとす

実行方法

- 一 毎年ノイデーを機会に募集する事
- 二 第一回と大会後に実行する事

第五節 議案

一 組合員手帳採用之件

張明 案 本 重 蔵 部

労働組合の基礎、活動の原動力は吉ふまじとなく財政の確立である。財政の確立は組合内部の行政の充実、統制の徹底、戦闘力の完備、組織の拡大等と、意の尽しを得らるる。此の基礎であり、原動力である財政の確立は、會費納入の確実なることによりて得らるる。

然らば、此會費納入の方法には完璧と期せねばならぬ。よき小事と熟考して居るに、我々の過去に於て幾度か、切手組員手帳の採用と実現せんと努めた。然し、一時年終届出と全團同盟一派（會費納入の成績悪しきヤカラ）の反対のため実現出来なかつた。今、我が組合は、之れ等の不良分子を精算し、一系乱れざる組織の完備に努めた。よき全支部と結び、會費の納入の正確なる状態となす。

新く、如く、他団体に範を示しつゝ、ある時、又組合行政の完備、充実にため、切手組員手帳と採用せんとす。此模範的なる手帳と採用し、より以上の成績とあり、此人と熱望す。

手帳採用による特典